

令和 2 年 4 月 27 日

事業主の皆様へ

銚田市新型コロナウイルス対策本部長 岸田 一夫

新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止のご協力について（期間延長）

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、銚田市では、茨城県が特定警戒都道府県に指定されたことに伴い、保育所（園）をご利用の保護者の方に対し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り、家庭での保育にご協力いただけますよう登所（園）の自粛をお願いしているところです。

つきましては、事業主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該従業員の休暇取得やシフト調整などに特段のご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

なお、国（厚生労働省）では事業主の皆様に対する助成制度として「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を設けておりますことを申し添えます。

自粛要請期間 令和 2 年 4 月 20 日（月）～令和 2 年 5 月 31 日（日）まで

※要請期間は、今後の動向により変更となる場合がございます。

**【参考】**

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html))